

第3次東近江市地域福祉計画

令和4（2022）年3月



地域づくりを基盤とした

地域福祉の新たな官民協働を目指して



第3次東近江市地域福祉計画は、第2次計画を継承するとともに、社会福祉法の改正（2020年度）により2021年度に導入された重層的支援体制整備事業を視野に入れて策定しました。第2次計画が、東近江市版として当時の国の政策枠組みである「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を加工しながら取り入れたのと同様に、第3次計画においても東近江市としての独自性を加えています。また、コロナ禍での地域活動の難しさへの対応や差別や排除のない社会を目指すことを視野に入れた計画を目指しました。

東近江市としての独自性は、次の3点にあります。第1は、重層的支援体制整備事業が、「相談支援・参加支援・地域づくり」に向けた支援の一体的な推進を目指している点を受けて、「地域づくり」を強化する点から計画を構想したことです。通常は、「相談支援」を出発点にしながらか構想される傾向にあるのに対して、地域福祉の基盤として地域づくり・まちづくりがあるとの判断からです。その背景に、東近江市で先行する地域づくり実践が多様に展開されていることをあげることができます。

第2は、地域共生社会の実現を目指す人材の育成や発掘に、計画の重点を置いたことです。重層的支援体制整備事業では、制度の横断化は言われていますが、人材の横断化（多機能化）には触れられていません。計画の策定を担った「地域福祉計画推進委員会」の多様な構成メンバーが、東近江市の地域福祉のリーダーであるとともに、その継承を課題と考えてきたことも影響しています。その意味では、第3次計画の進行管理を引き続き担う同委員会が、人材の育成や発掘において事業の推進を図る役割を果たすことが期待されています。

第3は、庁内関係部署の職員によって構成されている「地域福祉プロジェクト委員会」が策定過程で大きな役割を果たし、計画推進のための庁内連携の体制を構築したことです。この点は、第2次計画策定から大きく進展した点といえます。重層的支援体制整備事業は、庁内連携や庁内合意形成がなければうまく進まない事業であり、策定作業を通して事業の本格実施に向けての練習問題をクリアしたと言えます。

2つの委員会は、引き続き第3次計画の推進と評価に責任を持つこととなります。民間主導による地域福祉の人材育成を図り、官民協働のなかでその活動の場が広がりをもつことに期待し、推進委員会の一員として今後も協力したいと思います。

東近江市地域福祉計画推進委員会 委員長 **平野隆之**

はじめに



本市では、第2次東近江市総合計画の政策の一つである「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の基本理念として位置づけ、市民一人一人が役割を持ち、支え合いながら豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

近年の少子高齢化の急速な進展とともに、単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化などの社会変化を背景に、生活困窮や社会的孤立などの問題が深刻さを増し、現存するサービスでは十分対応できない複合的な課題が表面化しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人が直接つながることが難しくなったことは、人が地域でつながる「支え合いの地域づくり」を進めていくうえでの大きな課題となっています。

第2次地域福祉計画では、「地域力」を高めていくため福祉分野にまちづくりの視点を加え地域での共助づくりを進めてきました。本計画においては、さらに一步踏み込んで誰もが孤立せず役割をもって社会参加できる場や機会の創出、支援のはざまをつくらない包括的な支援体制の構築、市民や地域の関係団体と行政が協働し、一体的に支援する仕組みづくりを推進してまいります。

また、新たに災害時にも支え合える地域の仕組みの構築、誰もが自分らしく暮らし続けるために権利擁護支援の体制整備を施策に位置づけ、地域共生社会の実現を目指します。

本計画を市民の皆様と共有し、基本理念の実現に向け地域福祉の充実を進めてまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただいた東近江市地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、御協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

東近江市長 小椋正清

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の意義.....	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定方法.....	6
第2章 計画の理念・目標と柱立て.....	7
1 基本理念.....	7
2 目標と施策の体系.....	8
第3章 計画の具体的内容.....	11
方針1 地域共生社会の実現に向けた多様な場と仲間づくり.....	11
施策1 誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくりを応援します.....	11
施策2 社会とつながる多様な働く場づくりを応援します.....	15
施策3 災害時にも支え合える地域の仕組みを構築します.....	19
施策4 地域共生社会を共に創る仲間づくりを応援します.....	21
方針2 相談支援と参加支援との協働による地域福祉の推進.....	25
施策5 支援のはざまをつくらないための課題発見と相談支援の体制を構築します.....	25
施策6 権利擁護支援の体制整備を進めます.....	29
施策7 再犯防止のための取組を推進します.....	32
施策8 相談支援と参加支援をつなぐ人材を育成します.....	37
方針3 多様な主体の協働による地域福祉推進のための条件整備.....	41
施策9 福祉法人との連携により地域福祉を推進します.....	41
施策10 社会福祉協議会の基盤強化を進め行政との協働により地域福祉を推進します.....	45
施策11 行政による地域福祉マネジメントを強化します.....	49
施策12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します.....	51
資料編.....	55
1 参考指標.....	55
2 施策に関連する状況（関連する調査の結果）.....	56
3 用語解説.....	77
4 東近江市地域福祉計画推進委員会要綱.....	86
5 東近江市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	88
6 東近江市地域福祉プロジェクト委員名簿.....	89
7 計画策定の経過.....	90

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の意義

(1) 策定の意義

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなど、個別性が高く既存の福祉制度だけではその課題の全てを解決することは不可能です。

さらに、コロナ禍により、より多くの人が社会的孤立や経済的困窮に直面し、地域での権利擁護の重要性も改めて浮き彫りになっています。

制度・分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、地域や一人一人の人生の多様性や権利が守られることを前提として、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。制度のはざまを埋め、多様な社会参加や地域づくりを福祉に限らず多様な主体が参加して構築していく環境を整えることが必要であり、国はそのための包括的な支援体制づくりを進めてきました。

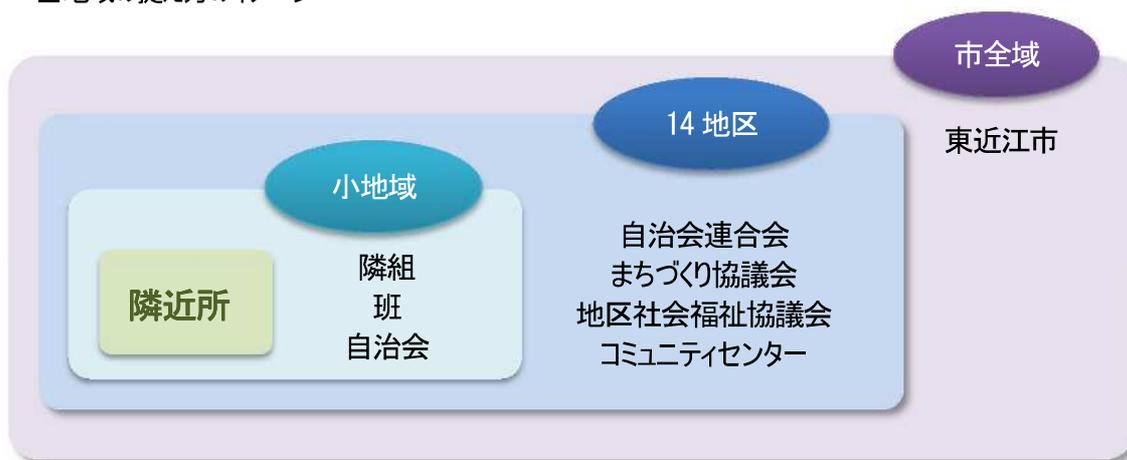
本市では、第1次地域福祉計画策定以降、市民協働推進計画に基づく協働のまちづくりの推進や、地区住民福祉活動計画の推進により、地域が主体となって課題を話し合い、協働して解決する取組が生まれています。第2次地域福祉計画（以下「第2次計画」という。）では、そうした取組や動きを市全体に広げるために、地域福祉の理念や方針を示すとともに地域福祉活動を見える化し、共有する取組を進めてきました。さらに、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーターなどの人づくりやボランティア、NPO、民間団体、行政などの連携とネットワーク化にも取り組んできました。

第3次地域福祉計画（以下「本計画」という。）では、こうした考え方や流れを踏まえ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するため、地域の福祉活動、保健・医療・福祉などの関係機関、行政、地域づくりにかかわる様々な団体などが協働した取組を発展させることが求められています。計画の策定に当たっては、市民、福祉関係団体などの意見や意向を把握し、地域福祉の取組の現状や課題を明らかにするとともに、行政の部署を越えた連携を行うための体制づくりを念頭にプロジェクトチームを組織し、地域福祉を推進するための支援策や体制について検討し、計画に反映させています。

(2) 「地域」の考え方

本計画における地域福祉の推進単位となる地域の考え方は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会などの活動区域であり、コミュニティセンター単位である 14 地区を基本とします。防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動は、隣組、班、自治会などのさらに小さな地域（小地域）で推進します。各地域の個性をいかしたまちづくりや培われてきた歴史、文化や伝統をいかして地域福祉を推進します。

■地域の捉え方のイメージ

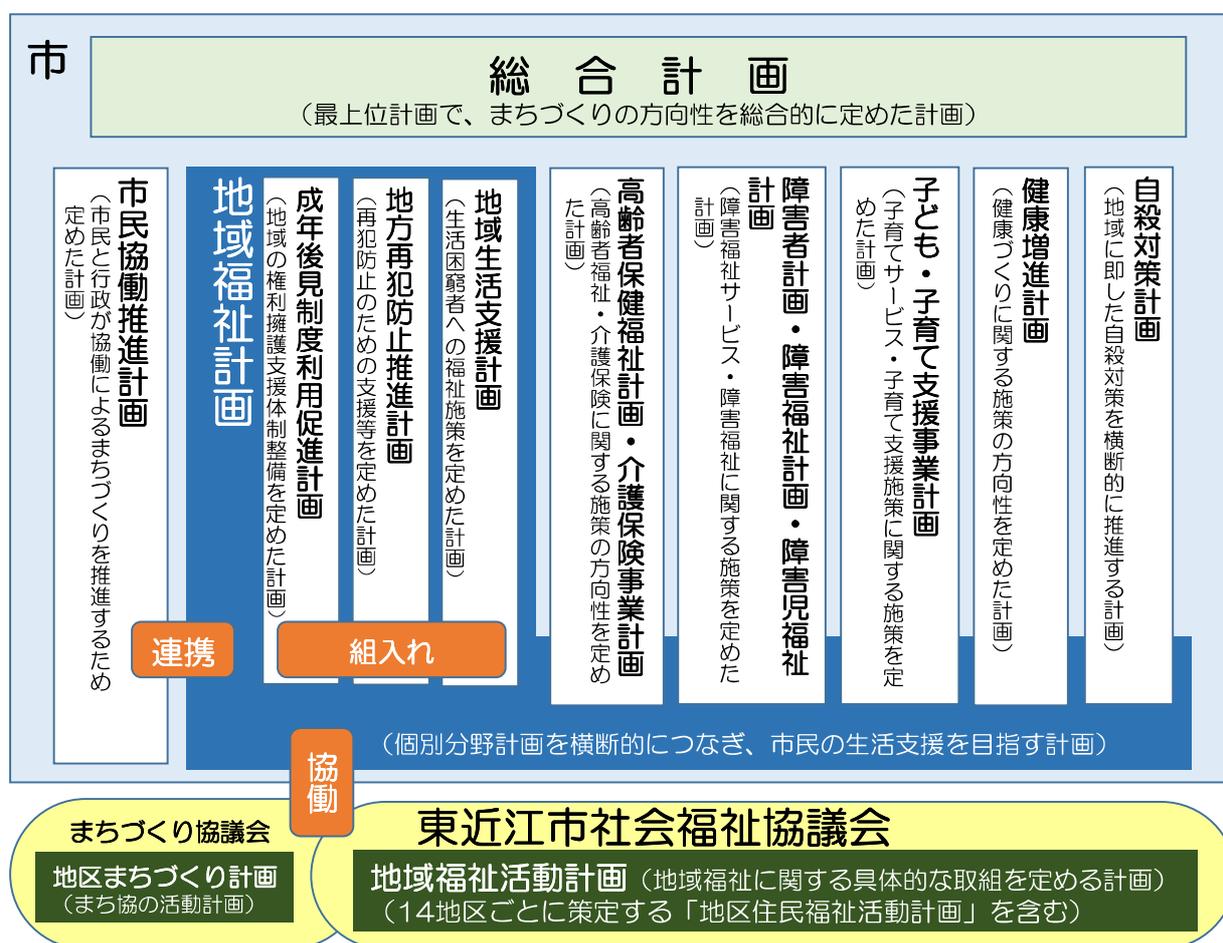


2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次東近江市総合計画」に示されている基本構想を踏まえ、高齢者、障害者、子どもなど、「対象者」に着目した既存の計画やまちづくりの視点も含めて、「地域」に着目した取組を総合し、市民の生活支援を目指す基本計画として位置づけます。

第2次計画で「地域生活支援計画」を組み入れ、本計画では、「成年後見制度利用促進計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含し、地域の基盤づくりを一体的に行います。

また、東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や、まちづくり協議会が策定する「地区まちづくり計画」とも協働して、計画の推進を図ります。



3 計画の期間

第2次計画は、第2次東近江市総合計画の改定時期に合わせ、平成29年度から令和3年度までの5年間の計画として策定しました。本計画については、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」も同様の計画期間となっています。

■地域福祉計画、その他計画の計画期間

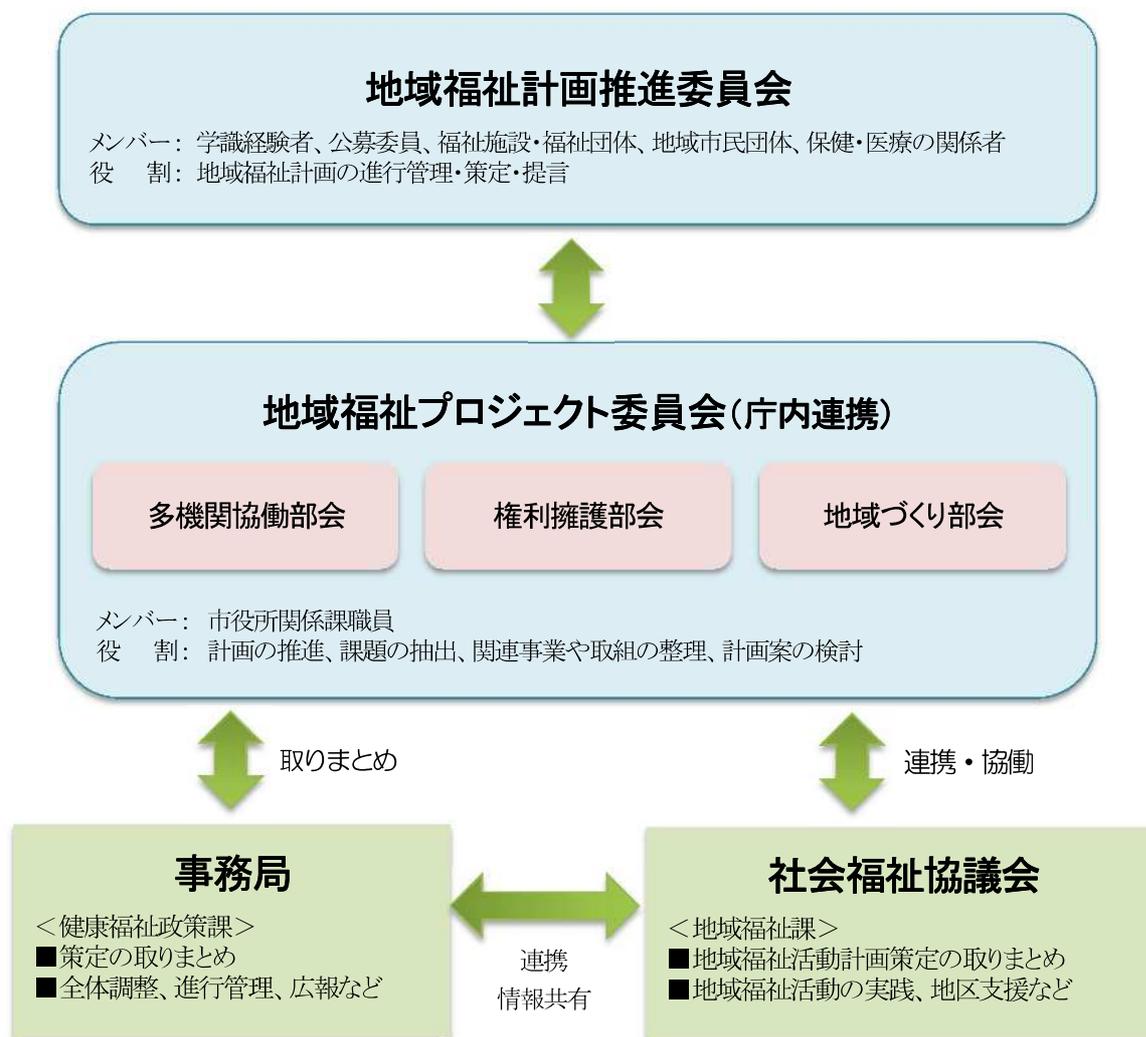
(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
地域福祉計画	2次 5年			3次 5年 成年後見制度利用促進計画 地方再犯防止推進計画							
東近江市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	2次 5年			3次 5年							
総合計画	2次 前期 5年			2次 後期 4年			3次				
市民協働推進計画	10年										
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	7期 3年		8期 3年		9期 3年						
障害者計画	2次 6年			3次 6年							
障害福祉計画 障害児福祉計画	5期 3年		6期 3年		7期 3年						
	1期 3年		2期 3年		3期 3年						
子ども・子育て支援事業計画	1期 5年		2期 5年			3期 5年					
健康増進計画		3次 5年			4次 6年						
自殺対策計画		1次 5年			2次 5年						

4 計画の策定方法

庁内の関係課職員で構成する「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、地域福祉推進のための課題や事業を整理するとともに計画案を検討しました。さらに、三つの部会を設置し、テーマについての検討を深め、連携を促進する場を設けています。

また、広く関係者や市民の意見を反映するため、学識経験者や公募市民、社会福祉・福祉団体、市民団体、保健・医療の関係者で構成された「地域福祉計画推進委員会」でも計画の内容を検討しました。

そのほか、地域福祉活動を実践する社会福祉協議会と連携及び情報共有を図りました。



第2章 計画の理念・目標と柱立て

1 基本理念

共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

「共に見守り支え合い」の考え方は、国が「新たな福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものといえます。「地域共生社会」とは、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

第2次計画と同様に、第2次東近江市総合計画の「暮らし」における政策の一つである「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の理念として位置づけます。

2 目標と施策の体系

(1) 三つの目標

基本理念を具現化するため、本計画では次の三つの目標を設定し、今後5年間の取組を推進します。

目標1

誰もが役割を持ち孤立しない地域共生社会を目指します。

一人一人の市民が生活課題や福祉課題を「我が事」として考え、話し合い、行動するまちづくりを進めます。地域の特性に応じて、一人一人が役割を持ち、主役になれる場や機会の創出（参加支援）を推進します。

目標2

必要な人に必要な支援が届く多機関協働の支援体制を構築します。

支援のはざまができないよう、包括化する（まるごとの）支援体制の構築を目指します。多機関協働の相談支援体制と参加の場や地域づくりが連携できる体制を目指します。

目標3

多様な主体が参加する官民協働による地域づくりを目指します。

地域らしさをいかした福祉のまちづくりを進めるため、官民協働の仕組みづくりを進めます。福祉分野にとどまらない多様な主体と行政が協働した地域づくりを行います。

(2) 施策体系図

基本理念を踏まえた三つの目標に対応して三つの方針を立て、方針ごとに四つの施策を設定しています。全体で 12 の施策から計画を構成しています。新たに取り組む重層的支援体制整備事業の構造を踏まえた目標設定と柱立てとなっています。

基本理念 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

目標1

誰もが役割を持ち孤立しない地域共生社会を目指します。

方針1 地域共生社会の実現に向けた多様な場と仲間づくり

- 施策 1 誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくりを応援します
- 施策 2 社会とつながる多様な働く場づくりを応援します
- 施策 3 災害時にも支え合える地域の仕組みを構築します
- 施策 4 地域共生社会を共に創る仲間づくりを応援します

目標2

必要な人に必要な支援が届く多機関協働の支援体制を構築します。

方針2 相談支援と参加支援との協働による地域福祉の推進

- 施策 5 支援のはざまをつくらないための課題発見と相談支援の体制を構築します
- 施策 6 権利擁護支援の体制整備を進めます
- 施策 7 再犯防止のための取組を推進します
- 施策 8 相談支援と参加支援をつなぐ人材を育成します

目標3

多様な主体が参加する官民協働による地域づくりを目指します。

方針3 多様な主体の協働による地域福祉推進のための条件整備

- 施策 9 福祉法人との連携により地域福祉を推進します
- 施策 10 社会福祉協議会の基盤強化を進め行政との協働により地域福祉を推進します
- 施策 11 行政による地域福祉マネジメントを強化します
- 施策 12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します

(3) 計画における具体的取組一覧

方針	施策	取組
方針1	施策1	1-1 各地区において地域の資源をいかした地域福祉の多機能な拠点づくりを支援します。
		1-2 住民同士の支え合いであるサロンや見守り活動、生活支援など小地域の地域福祉活動を推進します。
		1-3 生活の拠点である住まいを確保するための支援体制を強化します。
	施策2	2-1 地域の拠点・居場所の一つとして、多様な働く場や活躍の場が増えることを支援します。
		2-2 多様な社会参加や働き方を地域社会全体で応援する仕組みを整備します。
		2-3 「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信を行い、地域住民や相談機関との連携体制を強化します。
	施策3	3-1 地区防災計画の策定を通じて、地域のつながりや支え合いの仕組みを強化します。
		3-2 高齢者や障害者など避難支援体制の構築を官民協働で支援します。
		3-3 災害時に活動できる人材の育成を行います。
	施策4	4-1 一人一人の生きる力を高めあい、普段から「困っている」「助けて」が気軽に言える人づくり、関係づくりを進めます。
		4-2 地域づくりを行う仲間の育成や発掘、活動しやすい環境づくりを進めます。
		4-3 「こんなことしたい」の声を応援し、分野を越えて地域で活動する人のつながりを作ります。
方針2	施策5	5-1 課題の早期発見・早期対応に向け、地域の「気づき」を共有し、相談支援につなぐ仕組みを構築します。
		5-2 制度のはざまのニーズに対応できるようアウトリーチ支援や多機関協働による継続的な伴走支援の体制を強化します。
		5-3 複雑化・複合化した課題に対し、多機関が適切に情報共有や役割分担が図れるよう会議の場を設定し、連携した支援を行います。
	施策6	6-1 判断能力が不十分な人が適切な支援を受けられるよう地域や民間の事業所と協働して権利擁護支援の体制を整備します。
		6-2 東近江圏域に設置されている中核機関及び市内の関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化します。
		6-3 意思決定支援を含む権利擁護を担う人材の育成を進めます。
	施策7	7-1 再犯防止に向けた地域の理解を広げるための啓発活動を推進します。
		7-2 更生保護支援団体などの活動を支援します。
		7-3 犯罪や非行をした人の社会参加を支援します。
	施策8	8-1 アウトリーチ、参加支援及び地域づくりを担う多様な人材の配置や育成を行います。
		8-2 社会参加の場が身近な相談支援機能を有するよう専門職や地域で活躍する人との連携を強化します。
		8-3 各種会議を通して、相談支援と参加支援を担う関係者の連携を推進します。
方針3	施策9	9-1 福祉法人の連携体制を推進し、顔の見える関係づくりを行います。
		9-2 福祉法人の専門職と住民が協働できる環境を整備します。
		9-3 高齢、障害及び子どもの分野を越えた人材の確保や定着に向けた取組を推進します。
	施策10	10-1 社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤を強化します。
		10-2 地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、活動しやすい環境整備を行います。
		10-3 社会福祉協議会と行政が協働して地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理を行います。
	施策11	11-1 本計画の推進を通して重層的支援体制整備事業に取り組みます。
		11-2 行政職員の地域福祉マネジメント力の向上を図ります。
		11-3 地域福祉計画の方向性や取組の情報発信を行います。
	施策12	12-1 地域課題の解決に向けて市民や企業と協働で取り組むことができる仕組みを充実します。
		12-2 企業やNPOなどが市民や行政と共に福祉課題を解決するための環境づくりを推進します。
		12-3 まちづくりや地域福祉、社会貢献に関心のある企業やNPOなど、様々な団体が出会い、つながれるプラットフォームを構築します。

第3章 計画の具体的内容

方針1 地域共生社会の実現に向けた多様な場と仲間づくり

施策1 誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくりを応援します

「地域共生社会」は、人と人がつながることで誰もが尊厳と役割を持ち、自分らしく生きることができ
る社会です。地域の中に、世代や障害の有無、国籍などを越えて、人々が出会い、交流し、理解し合い、
助け合える機会や場所が増え、多様な活動が展開されることが地域共生社会を実現する一歩になります。
「参加支援」の場を地域に多様に用意するためには、福祉とまちづくりなど分野を越えた取組が必要で
す。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「お互いさまの支え合いづくり」、「地域資源をいかした拠点機能の強化」の施策の中で、14地区ごとの組織的な取組やさらに身近な地域でのサロン、見守り活動の推進、多機能な拠点や地域の活動拠点の見える化を進めてきました。
- 生活支援体制整備事業における第2層協議体の組織化が進み、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会、福祉専門職、様々な団体などが参加した協議の場や活動が展開されています。今後、重層的支援体制整備事業における「参加支援」や「地域づくり支援事業」として、地域の実態に合わせた取組が求められます。
- 令和3年度から14地区のコミュニティセンターに「生涯学習」と「まちづくり活動」に加えて、「地域福祉活動の場」を明記したことで、これまで以上に地域の福祉活動との連携が必要となっています。

具体的な取組

1-1	各地区において地域の資源をいかした地域福祉の多機能な拠点づくりを支援します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・子育て支援センター ・まちづくり協働課 ・住宅課
-----	--	--

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮などの各分野の地域づくり事業の拠点を分野を越えた横断的拠点として運用する方法を検討します。
- ② コミュニティセンターを地域の拠点の一つとして、高齢者、障害者、子ども、若者、外国にルーツのある人など、多様な市民が交流できる居場所づくりを地域との協働により進めます。
- ③ 自治会館、空家、空店舗、スーパーなどの地域資源をいかして、地域ごとの相談ニーズに応じた「参加支援」の場づくりを進めます。
- ④ 社会福祉施設と連携し、地域開放スペースなどを活用した地域の相談や参加支援の場づくりを目指します。

1-2	住民同士の支え合いであるサロンや見守り活動、生活支援など小地域の地域福祉活動を推進します。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・子育て支援センター
------------	--	--

- ① 地区住民福祉活動計画や地区まちづくり計画を基盤とした住民主体の福祉活動の推進を応援します。
- ② 第2層協議体による活動の成果を共有し、これらの地域活動が継続できるよう支援します。
- ③ サロン活動、サークル活動、通いの場など、地域の居場所づくりを支援します。

1-3	生活の拠点である住まいを確保するための支援体制を強化します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・生活福祉課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・住宅課 ・こども政策課
------------	---------------------------------------	--

- ① 高齢者、障害者、子育て世帯など、住まいの確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に住まいが提供できるよう、市営住宅のほか民間賃貸住宅と連携します。
- ② 住宅確保要配慮者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、住まいや入居後の生活での困り事を支援する居住支援体制の構築に取り組みます。

《進行管理のための視点》

- 地区ごとの活動や居場所について、把握し共有しているか。
- 世代や分野の枠を越えた居場所づくりなどの活動が進められているか。
- 居住支援体制構築に向け、関係者間での情報共有や連携を進めているか。

関連する制度や事業

※制度や事業の内容は巻末資料 用語解説で紹介しています。

「重層的支援体制整備事業」における「参加支援事業」「地域づくり事業」

生活支援体制整備事業

介護予防活動支援事業

地域活動支援センター

地域子育て支援拠点事業

切れ目ない子育て拠点づくり事業

コミュニティセンター事業

子どもの学習・生活支援事業

地域密着型サービスの整備における地域交流スペースの確保

(生活困窮者) 自立相談支援事業

地域生活支援拠点

先行する取組

民家を改修した地域の拠点づくり 「中野ヴィレッジハウス」

東中野町の御代参街道(ごだいさんかいどう)沿いにあるコミュニティスペース「中野ヴィレッジハウス」は、空家だった築200年の塩蔵を改築し、地域のふれあい活動の場として平成29年4月にオープンしました。カフェや習字、英会話、お菓子作りなど様々な教室や催しが開かれています。

毎週木曜日には、中野地区ボランティアセンター事業として、中野地区社会福祉協議会が中心となり、たくさんのおもちゃで遊べる「おもちゃ図書館」や大切なおもちゃを修理してもらえる「おもちゃ病院」、カラオケ喫茶、カラム遊びや将棋サロンなどを開き、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所づくりに取り組んでいます。また、生活支援サポーターなどがゴミ出し、庭の手入れなど生活のちょっとした困り事の支援も行っています。

小地域の拠点 蒲生地区「地域の拠り所創造事業」

蒲生地区では平成 27 年度に「地域の拠り所創造事業」として、自治会エリアでモデル地区を公募し、誰もが気軽に集える拠点「むらカフェ」の運営を試行しました。また、新たな地域密着型の生活支援のコミュニティビジネスの仕組みの構築と試行が行われました。

モデル事業からは、「既存のサービス事業がたくさんある中でそれらを整理して進めなければならない」「分野を横断した地域の拠り所的な地域福祉の考え方を作らなければいけない」といった課題が明らかになってきています。

蒲生地区まちづくり計画書で掲げている地域医療との連携も視野に入れ、地域での総合的で横断的な応援体制の仕組みとして「生活支援サポーター一人財バンク おたがいさん蒲生」を立ち上げ、令和 2 年 2 月から活動を始めました。



地域の拠り所のイメージ図

子育て中のお母さんが立ち上げた子ども食堂「八日市おかえり食堂」

平成 28 年 4 月から、ボランティアグループ「おてんとさん」のメンバー（子育て中のお母さん）による、子ども食堂「八日市おかえり食堂」の取組が始まりました。

「おてんとさん」は、親子でデイサービスを訪問したり、子ども用品のリサイクル会を開催したりしているボランティアグループで「自分たちの役割や必要とされている実感を得られる居場所があることによって、寂しさやしんどさを抱える子が一人でも救われるような場をつくりたい」と子ども食堂の対象者を生活困窮世帯の子どもに限定せず活動しています。

「出張子ども食堂」と称して、社会福祉協議会が中・高校生を対象に学習支援を実施している会場に食事を提供しています。

今後は、もっと地区の人に活動を知ってもらい「地域に暮らす子どもたちをみんなで見守っていこう」という風土づくりにつなげていきたいと活動を進めています。

子育てを中心とした地域の拠点「子民家エトコロ」

子民家エトコロは能登川駅前の古民家を拠点に地域の居場所づくりを行う団体です。

活動が始まったのは 11 年前。現在の拠点となっている古民家が解体されると聞いて、地元の有志が活用したいと立ち上がり改修し完成しました。

エトコロでは、「子ども」をキーワードに、親をはじめ子育てに関わる全ての人や、それを支える地域の皆さんがいきいきと活動できるよう様々な取組が行われています。親子向けの講座のほか、誰もが参加できる「縁側ひろば」、参加者の「こんなことしたい」の声をもとに「味噌づくり」「絵本づくり」などのママ企画講座や「お仕事スタートアップ支援事業」などのライフステージに合わせた様々なプログラムが提供されています。さらに、能登川地区の夢を語る会「能夢会（のむかひ）」を開催し、地域の皆さんの語らいの場となっています。

本市の「切れ目ない子育ての拠点づくり事業」として、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談にも応じています。

施策2 社会とつながる多様な働く場づくりを応援します

社会的孤立を背景とする生活困窮者やひきこもり状態にある人には、自分が認められる場や活躍できる場が必要です。障害の有無や年齢を問わず、そうした場を必要とする人がつながることができる仕組みづくりを目指します。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します」の施策の中で、「生活困窮者の社会参加を促進し、誰もが役割を持てる地域社会、生きがいや出番のある地域社会」の実現に向けた関係機関との連携を進めてきました。
- 生活困窮者自立支援において、就労支援に関連する部署・機関の連携会議を開催してきましたが相談支援機関と就労支援事業所の連携や役割分担が課題となっています。
- 中間的就労への支援を行い、地域や企業の困り事とひきこもりの人の「働きたい」をつなぐ支援を充実させてきました。また、市内での新たな資源の開拓やマッチングを担う人材を広げるため、支援に関わる関係者の学習会を開催しています。

具体的な取組

2-1	地域の拠点・居場所の一つとして、多様な働く場や活躍の場が増えることを支援します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・まちづくり協働課 ・障害福祉課
-----	--	--

- ① 地域の支え合いや地域づくりを担う人材と協働して、多様な活躍の場について話し合う機会を推進します。
- ② コミュニティセンターや地域の拠点で地域住民が収益活動を行う事例を収集し、関係者が学び合える機会を提供します。
- ③ 地域の居場所と活躍の場を創出する事業に係る活用可能な財源について検討します。

2-2	多様な社会参加や働き方を地域社会全体で応援する仕組みを整備します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・障害福祉課 ・長寿福祉課
------------	-----------------------------------	---------------------------------------

- ① 中間的就労支援を行う団体で組織する共同事業体の体制強化に向けた支援を行います。
- ② 働く場の開拓、働きたい人と働く場とのマッチング、定着支援や雇い入れ先への支援など就労継続を支援する体制づくりを行います。
- ③ 就労的活動支援コーディネーターの配置を検討し、就労活動の支援体制を構築します。

2-3	「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信を行い、地域住民や相談機関との連携体制を強化します。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・商工労政課
------------	---	--

- ① 民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会、第2層協議体など、地域活動を行う団体に、中間的就労や地域にある活躍の場の役割を知ってもらえる機会を創出します。
- ② 就労支援関係機関の会議を開催し、各種相談機関や就労支援を行う団体との連携を強化します。

《進行管理のための視点》

- 地域支え合いコーディネーター定例会において地域の活躍の場を共有しているか。
- 中間的就労支援のための体制整備が検討できているか。
- 就労支援関係者会議で相談支援機関と就労支援事業所が連携できる体制ができているか。

関連する制度や事業

(生活困窮者) 自立相談支援事業

コミュニティビジネススタートアップ支援事業

しごとづくり応援センター

先行する取組

中間的就労支援体制の整備 新しい共同体の組織化

働きづらさを抱える人たちの一般就労に向けた、働く場を提供する事業者を個別に支援するだけでなく、地域で一体的に支援することを目的に地域で中間的就労支援を行う団体で共同事業体を組織化しました。今後は、既存の制度では対応できない個別性の高い多様なニーズに対応するため、既存の社会資源への働き掛けや、新たに組合せを行うなど活用方法の拡充を図ります。また、地域住民の創意や主体性を保ちつつ、地域における活動の継続性を高め、更なる展開を生むプラットフォームの形成を目指します。

地元食材をいかしたおにぎりとおにぎりと若者の挑戦の場 「ほんなら堂」

平成28年4月にあいとうふくしモールは、集落内にあった空家だった古民家を確保し、新しい拠点「ほんなら堂」を立ち上げました。あいとうふくしモールと地域がより身近になるようにまた、地域の方々が気軽に集えるような場づくりをしています。

ほんなら堂のキッチンを活用して地元のお米を使用したおにぎり屋「あいとうむすび」を運営しています。働くことや他者との関わりに不安を感じている若者がおにぎりづくりなどを通して働くことの体験ができます。高齢化が進む地域の中で若者が活躍できる場所、安心できる居場所づくりを行っています。



ほんなら堂

生きづらさを抱える人の社会参加を応援する 「Team Norishiro」

「Team Norishiro」では「働き・暮らし応援センター“Tekito-”」や「チーム困救」と連携し、年齢、経済条件、制度などに関係なく、生きづらさを抱える人全てを対象に地域に根ざした働く場や集う場を企画、運営し地域で働き暮らしていく力を一人一人に合わせて育みます。

ひきこもりの若者や障害のある人たちは、福祉サービスを利用する受け手ではなく地域の貴重な働き手として活躍しており、そうした人たちにとって、次の社会とのつながりのきっかけとなる中間的就労の場として「薪プロジェクト」などの取組を行っています。

薪プロジェクトの概要

薪プロジェクトは、かつて薪炭林として利用させていたナラ等の雑木を薪にして、薪ストーブ等の燃料として活用して、自然エネルギー利用促進と里山保全を目指しています。



Team Norishiro
薪の資材調達、生産、販売の全体マネジメント
販路拡大などプロモートなどの薪事業の企画・運営



出典: Team Norishiro Annual Report2020

施策3 災害時にも支え合える地域の仕組みを構築します

顔の見える関係や支え合いの仕組みが災害時にも機能するよう、普段から災害時を意識することが必要となります。地区防災計画や個別避難計画作成を通して、地域住民のつながりや支え合いの仕組みを強化します。また、災害時に誰一人取り残されることのない安全で安心な地域づくりを目指します。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「お互いさまの支え合いづくり」の施策の中で「災害など緊急時の安全を確保するための支援を行います」として、14地区や小地域での取組を進めてきました。全国的に地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発する中、より重点を置いた取組が必要です。
- 令和3年5月に改訂した市地域防災計画に基づき、地域福祉と防災を一体的に推進する体制づくりを進めることが求められています。
- 国の政策において「避難行動要支援者個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となり、本市においても防災と保健・福祉をつなぐインクルージョン・マネジャーを配置し取組を進めています。

具体的な取組

3-1	地区防災計画の策定を通じて、地域のつながりや支え合いの仕組みを強化します。	主な関係課 ・防災危機管理課 ・健康福祉政策課
-----	---------------------------------------	-------------------------------

- ① まちづくり協議会、民生委員児童委員協議会など様々な団体が協働し、地区防災計画の策定を推進します。
- ② 地区防災計画の策定や見直しを通して、地域の支え合いの仕組みが強化されることや、社会参加の機会となることを目指します。
- ③ 地域の避難訓練などに障害者や高齢者、社会的孤立状態にある人などが参加できるよう地域への働き掛けを行い、日頃からの顔の見える関係、声を掛け合える関係づくりを支援します。

3-2	高齢者や障害者など避難支援体制の構築を官民協働で支援します。	主な関係課 ・防災危機管理課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・健康推進課 ・こども政策課 ・幼児課
------------	---------------------------------------	--

- ① 「避難行動要支援者個別避難計画」を当事者や家族、地域の支援者、保健や福祉の専門職、インクルージョン・マネジャーと共に作成します。
- ② 「避難行動要支援者個別避難計画」作成を推進するため、自主防災組織などへの啓発を強化します。
- ③ 福祉施設が地域と災害時にも連携できる体制づくりを支援します。

3-3	災害時に活動できる人材の育成を行います。	主な関係課 ・防災危機管理課 ・健康福祉政策課
------------	-----------------------------	-------------------------------

- ① 社会福祉協議会と連携して、福祉と防災、まちづくりの垣根を越えたボランティアネットワークの構築を推進するとともに、災害時ボランティアコーディネーターの研修などを開催し、災害時に活動できる人材を育成します。
- ② 地域や学校と連携して防災講座や防災キャンプなどの取組を推進し、子どものころから防災意識の向上を目指します。

《進行管理のための視点》

- 地区防災計画の策定は進んでいるか。
- 避難行動要支援者個別避難計画の作成は進んでいるか。
- 分野を横断したボランティア交流会を開催しているか。

関連する制度や事業

防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）

施策4 地域共生社会を共に創る仲間づくりを応援します

市民一人一人が、自分の住む地域や福祉についての関心を高め「我が事」として考え、行動することが大切です。

様々な分野の活動者同士が出会えるきっかけづくりや「こんなことしたい」の声を丁寧に聴き、応援する仕組みづくりが求められています。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- ・ 「誰もが主役のまちづくり」の施策の中で、「子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味を持ち、参画できる工夫や働きかけを行います。」として、行政組織や地域の各団体で次世代を育てる風土づくりを進めてきました。
- ・ 地域活動やボランティア活動の担い手不足の声は多く挙げられており、新たな活動者の発掘や出会いの場が必要となっています。
- ・ 協働のラウンドテーブルの取組として「まちのわ会議」が設置され、市民が主体となって、市民の「やりたい」を応援する仕組みが動き出しています。今後、既存の地域活動やボランティアセンター、S.I.Bの取組などとの連携が期待されます。

具体的な取組

4-1	一人一人の生きる力を高めあい、普段から「困っている」「助けたい」が気軽に言える人づくり、関係づくりを進めます。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・発達支援センター ・学校教育課 ・生涯学習課
------------	---	--

- ① 心身の不調、家族の介護、失業、ひきこもり、不登校など、「身近で起こり得る生活課題」であることから、地域の中で共有し、個人や家庭で抱え込まず、地域で受け止め支え合える関係づくりを目指します。
- ② 異なる立場を認め、支え合う文化を醸成するため、人権のまちづくり講座、出前講座などを通して人権や福祉に関する学習の機会を提供します。
- ③ 子どもの頃から福祉への理解を促すため、学校や地域団体などと連携し、福祉に関する学習を進めます。
- ④ 認知症サポーター、ゲートキーパーなどを養成する各種講座や研修を開催し、地域の中で認知症や生きづらさを抱える人に対する理解者を増やします。

4-2	地域づくりを行う仲間の育成や発掘、活動しやすい環境づくりを進めます。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・まちづくり協働課
------------	------------------------------------	--------------------------------

- ① 学生、子育て世代、退職前のシニア世代など、それぞれのライフステージに合った活躍の場づくりを進めます。
- ② 有償ボランティア、コミュニティビジネスなど若い世代も参加を継続できる活動の形態や方法を検討します。

4-3	「こんなことしたい」の声を応援し、分野を越えて地域で活動する人のつながりを作ります。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・長寿福祉課 ・健康福祉政策課
------------	--	--

- ① 地域の中の「あったらいいな」や「こんなことしたい」の声を形にする取組を地域団体、社会福祉協議会などと連携して推進します。
- ② 社会福祉協議会（ボランティアセンター）と協力し、福祉分野に限らず防災・防犯、教育、まちづくりなど各分野において人材バンクやボランティア登録といった取組の充実を図り、分野を越えた連携について検討を進めます。
- ③ 地域住民、福祉施設、NPO、企業など、主体や分野を問わずに、地域活動をしたいという声を受け止めることができる支援体制を整えます。

《進行管理のための視点》

- 様々な世代や分野の人が交わる機会づくりに取り組んでいるか。
- 人権学習や福祉に関する学習の内容の充実について関係機関で検討する場をもっているか。

関連する制度や事業

認知症サポーターの養成

自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の養成

発達支援推進協議会主催の市民セミナー

人権のまちづくり講座の開催

コミュニティビジネススタートアップ支援事業

先行する取組

市民活動の交流の場 「わくわくこらぼ村」

市内で活動している団体や事業者などが集い、日頃の活動を紹介します。市民に活動を知ってもらうことや、参加された団体同士の交流の輪が広がることを目的に年に一度、開催しています。

参加団体は、50団体前後で、約1,000の方が来場する市民による市民の村です。毎年、実行委員会を組織しテーマを決めて開催しています。



わくわくこらぼ村の様子

テーマに合わせた少人数の集い場 「ええより」

認定NPO法人まちづくりネット東近江では、テーマに合わせて、少人数で集う場を設けています。これまで、まちづくり協議会の女性の会やNPOで働く人の会、食の安全に関心のある主婦の会などが開催されてきました。テーマを決めることで、興味、関心のある人たちがつながりやすく、仲間づくりのきっかけになっています。



ええよりの様子

新しい活動への第一歩 「シニア世代仲間づくり講座」

社会福祉協議会では、シニア世代の「仲間づくり」と「新しい活動への第一歩」を目指して、全5回の講座を開催しています。元気でいきいきと地域で活躍できるよう、シニア世代の仲間づくりと自分自身の生きがいを見つけることを目的としています。平成21年度から開始しこれまでに133人が受講しています。この講座から様々な活動のグループが生まれています。

OBの皆さんも講座の企画運営に参画し、さらに仲間の輪が広がっています。また、それぞれが地域の活動やボランティア活動にも参加されるなど、シニア世代の豊かな暮らしのきっかけづくりの場となっています。

方針 2 相談支援と参加支援との協働による地域福祉の推進

施策 5 支援のはざまをつくらないための課題発見と相談支援の体制を構築します

生活上の課題や不安、生きづらさを抱えるなど、支援が必要な状態にあるにも関わらず、自ら助けを求められない人からの相談を受ける仕組みが求められています。また、地域での見守り体制と併せて、各分野の相談支援の専門職による連携が必要です。本施策を重層的支援体制整備事業の中心的取組として、体制整備を行います。なお、本計画の施策 1・2・4・5・8 を重層的支援体制整備事業として一体的に推進します。

第 2 次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「制度のはざまをつくらない課題発見と相談支援体制の構築」の施策として、行政相談部門の横断的連携やアウトリーチ機能の強化、民生委員・児童委員や地域の各団体との連携、相談機関のネットワーク化や権利擁護体制の充実を図ってきました。
- 令和 3 年度に健康福祉部内の組織改編を行い、福祉総合支援課を分割し、各課の役割を見直しました。相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、必要な支援につなげていく体制づくりが求められています。
- 重層的支援体制整備の実施に向けて、令和 3 年度から多機関協働推進会議を試行的に行っています。

具体的な取組

5-1	課題の早期発見・早期対応に向け、地域の「気づき」を共有し、相談支援につなぐ仕組みを構築します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・健康推進課 ・発達支援センター ・幼児課 ・子育て支援センター
-----	---	--

- ① 地域で課題や不安を抱える人に気づき、寄り添いながら、相談支援につなぐことができるようにするため、民生委員・児童委員と行政や相談機関との情報交換の場を設定します。
- ② 地域の身近な診療所や薬局が支援を必要としている人に気づき、必要な情報を伝えたり、支援機関につなげたりできるよう行政や相談機関との連携体制を強化します。

- ③ 各相談拠点の機能強化を図るとともに、地域からの「気づき」を受け止め、多機関が協働する体制を構築します。
- ④ 地域からの相談に対して適切にフィードバックを行い、支援を必要とする人と地域との関係が継続できるよう関係者と連携した支援を行います。

5-2	<p>制度のはざまのニーズに対応できるようアウトリーチ支援や多機関協働による継続的な伴走支援の体制を強化します。</p>	<p>主な関係課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉政策課 ・生活福祉課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・健康推進課 ・発達支援センター ・こども相談支援課 ・学校教育課
------------	--	---

- ① 庁内連携や多機関連携の調整役を担う「相談支援包括化推進員」を配置します。
- ② 自ら支援を求めることが難しい人に対して関係者で情報共有を図り、関係構築から社会参加まで伴走できる支援体制を構築します。
- ③ 外国籍の子ども、高校中退者や義務教育終了以降の若者、ヤングケアラー、不登校・ひきこもりなど、制度のはざまの課題に対応できる仕組みを検討します。

5-3	<p>複雑化・複合化した課題に対し、多機関が適切に情報共有や役割分担が図れるよう会議の場を設定し、連携した支援を行います。</p>	<p>主な関係課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉政策課 ・生活福祉課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・健康推進課 ・発達支援センター ・こども相談支援課
------------	---	---

- ① 分野を越えた相談支援ネットワークの構築を目指すため、多機関協働推進会議を開催します。
- ② 支援困難ケースを単独機関で抱えることのないよう多機関協働推進会議において共有します。
- ③ 多機関協働推進会議において、地域活動、中間的就労、居住支援などの社会参加に関する資源を共有します。不足する地域資源の開拓については、包括化推進会議（地域福祉プロジェクト委員会）において検討を行います。

《進行管理のための視点》

- 相談支援包括化推進員の働きにより連携がスムーズに行われているか。
- 多機関協働推進会議の機能が充実しているか。
- 多機関で支援する中で、地域の課題を発見しようとしているか。

関連する制度や事業

重層的支援体制整備事業

先行する取組

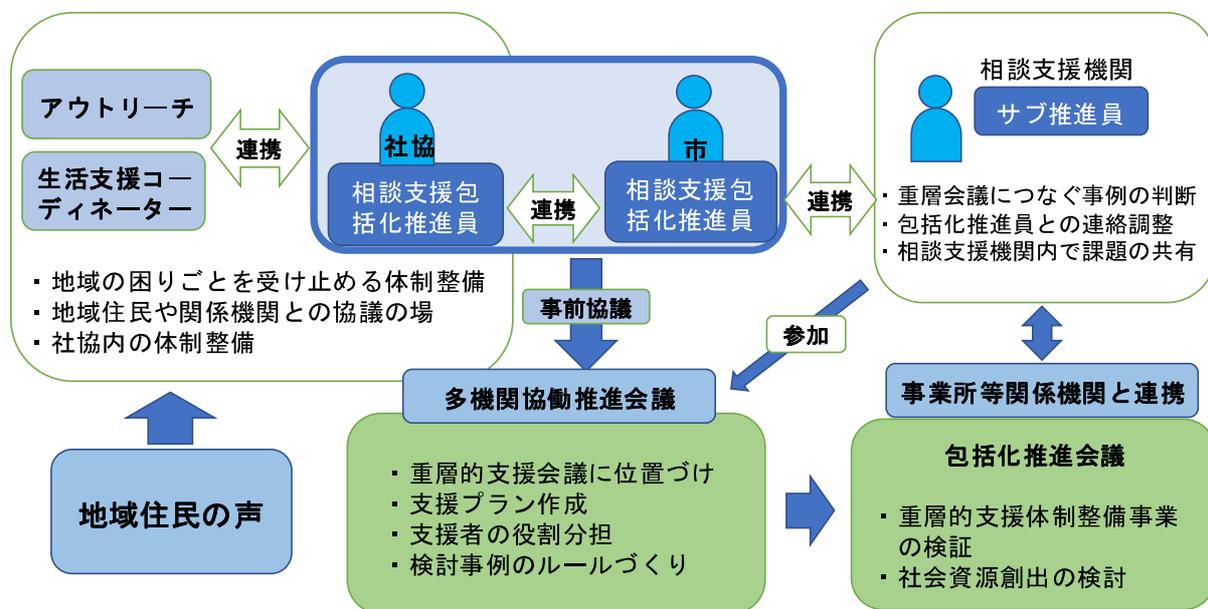
市民の困り事に寄り添う市役所を目指した「生活困窮者自立支援の体制整備」

生活困窮者自立支援制度では、社会的孤立を含む生活困窮者への包括的な相談支援を行う体制整備を進めてきました。アウトリーチも含め早期の支援、就労や生活に関するワンストップ型の相談窓口、地域ネットワークの強化などの地域づくりなどが位置づけられており、本市では、制度導入を契機として「市民の困り事に寄り添う市役所づくり」の実現に向けた取組を目指してきました。

地域の声を受け止め連携した対応を目指す「相談支援包括化推進員」の配置

本市では、重層的支援体制整備に向けて、行政と社会福祉協議会に相談支援包括化推進員の配置を進め、地域からの相談の受け止めや事業所など関係機関との連携を促進する体制を整えています。

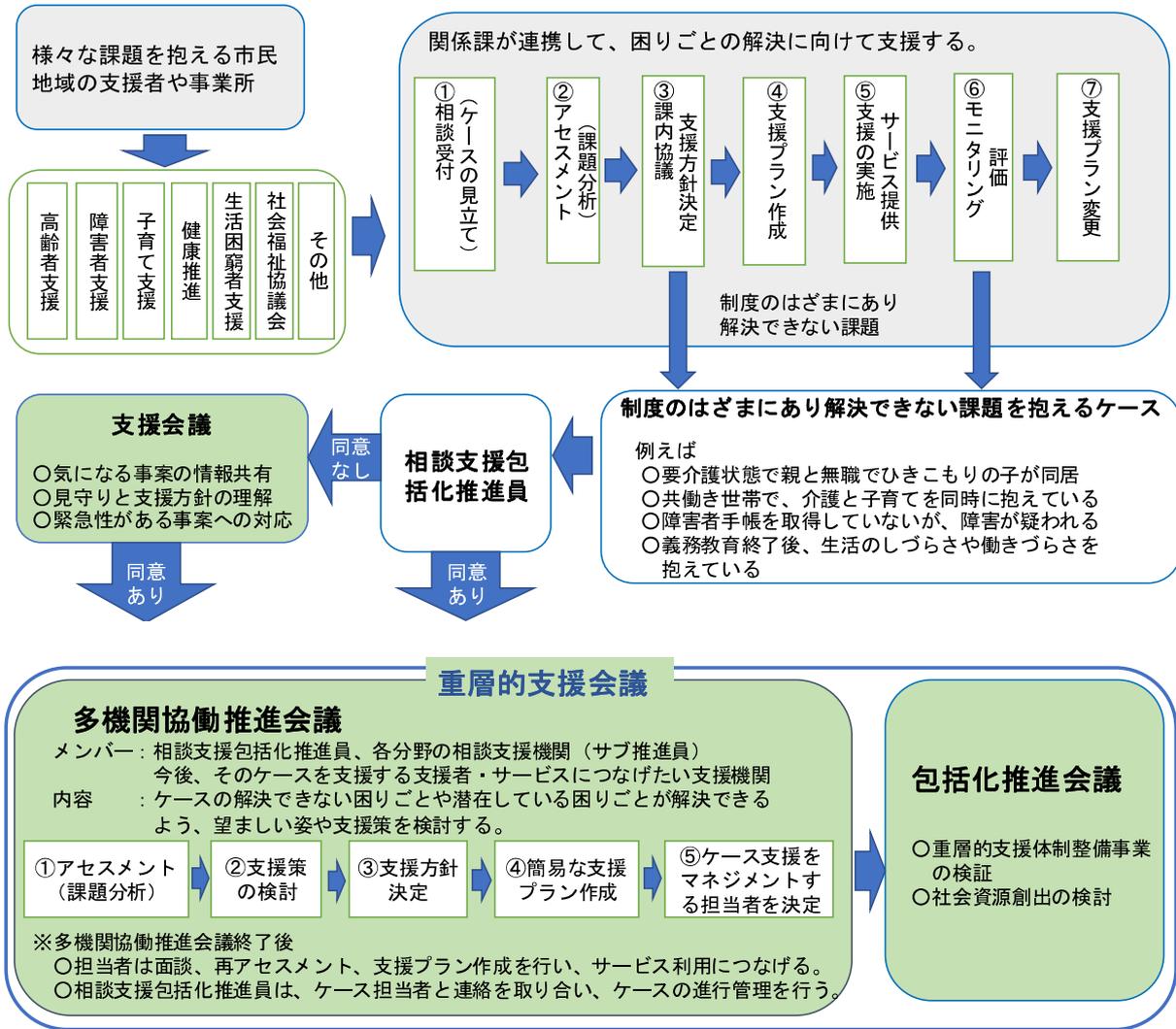
相談支援包括化推進員の役割



制度のはざまのケースを連携して支える「多機関協働推進会議」

重層的支援体制整備事業において、庁内連携や多機関協働を進める場として多機関協働推進会議を位置づけています。会議には、相談支援包括化推進員とサブ推進員が参加し具体的なケースへの対応についての検討を行っています。

東近江市 多機関協働による包括的支援会議（全体の流れ）



地域の相談窓口としての東近江市社会福祉協議会「総合相談」の取組

社会福祉協議会には、福祉の「総合相談窓口」が設置されており、多くの相談が寄せられています。地域福祉権利擁護事業や貸付事業、生活困窮者の家計相談、介護や障害者支援のマネジメント事業など、福祉の相談が集約されており、地域包括支援センターなどとの連携も図られています。

相談件数は、年間4,124件（令和2年度実績）となっており、本人や家族、地域住民、民生委員・児童委員など、地域からの直接の相談のほか、行政や関係機関からの相談も受けています。

施策6 権利擁護支援の体制整備を進めます

誰もが自分らしく暮らし続けるために、さらに判断能力が不十分であったとしても、本人の意思が最大限尊重され、成年後見制度をはじめとした適切な相談支援を受けられる体制を整えます。そのためには、多職種連携による、相談支援の質の確保が必要です。また、専門職による相談支援だけでなく、地域の中で役割を持ち主体的に生きることを支えるためには、権利擁護支援においても地域の活動への参加支援が必要不可欠です。本施策を「東近江市成年後見制度利用促進計画」と位置付け、そのための体制整備を行います。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「制度のはざまをつくらない課題発見と相談支援体制の構築」の施策の中の具体的な取組として、「権利擁護支援」が位置づけられていましたが、国の成年後見制度利用促進基本計画の推進や、権利擁護への支援の必要性の高まりから、一つの施策としました。
- 地域包括支援センターや、障害者福祉の相談部署において、権利擁護に関する相談や、成年後見制度の市長申立ての手続等を行える体制を整えています。
- 「NPO法人まちの相談室よりそい」が、身近な地域の権利擁護相談業務や成年後見制度申立て支援を受託し市民にとっての受け皿が拡大しています。
- 一方、市内に法人後見を実施する体制はなく、市民後見人の育成などは未実施のため、今後、成年後見ニーズの高まりに対応する受け皿づくりが必要となっています。
- 東近江市社会福祉協議会で日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。しかしながら利用者が多く新規利用の拡大は進んでいません。
- 令和3年度から、東近江圏域において成年後見制度利用促進に係る東近江圏域中核機関を設置しました。広域のセンターとして地域連携ネットワークの構築が今後の課題となっています。

具体的な取組

6-1	判断能力が不十分な人が適切な支援を受けられるよう地域や民間の事業所と協働して権利擁護支援の体制を整備します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・生活福祉課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課
-----	--	---

- ① 権利擁護に関する身近な相談窓口として、市、社会福祉協議会、NPO法人まちの相談室よりそいが連携して相談支援を行います。
- ② より早い段階で支援の必要な人に適切な支援が届くよう、保健・福祉・医療の専門職や民生委員、地域の見守り活動を行う支援者に、権利擁護に関する啓発や研修を行うとともに市民に相談窓口を周知しその活用を進めます。

- ③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適切な利用と、成年後見制度利用へのスムーズな移行ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化します。
- ④ 身近な地域で適切に成年後見制度を利用できる体制を市内に確保することを目指します。

6-2	東近江圏域に設置されている中核機関及び市内の関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化します。	主な関係課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課
------------	--	---------------------------

- ① 成年後見制度の利用において、司法と福祉などの連携を進めるため「地域連携ネットワーク」の推進、強化にむけて、中核機関と東近江圏域で協議を行います。
- ② 東近江圏域での権利擁護支援を推進するため、中核機関の共同事業計画の策定を提案します。また、中核機関業務の事業評価を行います。
- ③ 事業評価に応じて、市における権利擁護体制を見直していきます。

6-3	意思決定支援を含む権利擁護を担う人材の育成を進めます。	主な関係課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課
------------	------------------------------------	---------------------------

- ① 権利擁護を担う人材の育成を進めます。
- ② 判断能力が不十分な人の意思決定支援が円滑に進むよう、日常の支援に関わる地域関係者と後見人によるチームづくりや「意思決定支援」の研修会などを行います。

《進行管理のための視点》

- 地域連携ネットワークの取組を促進しているか。
- 市民が成年後見制度を利用しやすくするための取組を行っているか。
- 意思決定支援をテーマとした研修会を開催しているか。
- 人材の育成が進んでいるか。

関連する制度や事業

成年後見制度利用促進基本計画

権利擁護・成年後見相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

先行する取組

身近な地域の相談窓口 「まちの相談室 よりそい」

NPO法人「まちの相談室よりそい」は、福祉に関する身近な相談窓口として、社会福祉士による相談事業を実施しています。また、社会福祉士はそれぞれに専門職後見人として活動しており、本市における成年後見制度の担い手であるとともに、近隣市町で活動する専門職後見人からの相談先にもなっています。

「福祉の困りごと相談会」は、弁護士や司法書士、社会保険労務士など専門職と連携して開催し、ワンストップで相談を受けています。また、障害者の余暇支援事業（わいわいクラブ）は、地域での居場所となり、身近な相談支援拠点に定着しつつあります。

権利擁護支援の中核機関「東近江圏域成年後見サポートセンター E-SORA（いいそら）」

東近江圏域の2市2町は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を促進し、権利の擁護を図るため、平成26年9月1日に「東近江圏域成年後見サポートセンター」を共同設置しました。

E-SORAは、令和3年4月1日から「東近江圏域中核機関」に改組し、地域連携ネットワークの構築や相談従事者などへの支援を行い、地域共生社会の実現を図ります。

サービス利用者の安心を守る「東近江あんしんネットワーク事業」

障害のある人が利用する社会福祉施設など福祉サービス事業所及び障害のある人を雇用する事業所に対する意見、要望、苦情などの相談に対して、東近江あんしんネットワーク事業の「あんしん相談員」を中心に社会福祉協議会、行政、障害者支援事業所などが連携し、サービス利用者の権利擁護や苦情解決に係る支援を図っています。

地域福祉の権利擁護を担う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」

社会福祉協議会では、「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理のお手伝いを行う事業です。本市では、令和2年度末187人の契約者があり、必要性の高い事業となっています。また、利用者の成年後見制度申し立ての支援も行っています。

施策7 再犯防止のための取組を推進します

刑期を終えて出所した人などの生活再建や再犯防止には、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、居住支援や就労支援が必要となります。保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。本施策を「東近江市地方再犯防止推進計画」に位置づけます。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- ・ 国は、平成30年度から令和4年度までの5年間の「再犯防止推進計画」を策定し、地方自治体において「地方再犯防止推進計画」を策定することを推進しています。滋賀県では平成31年度から令和5年度までの計画が策定されています。
- ・ 近年の犯罪情勢では、検挙者の約半数が再犯者であり、その背景は、貧困や疾病、依存症、障害、厳しい生育環境など様々で生きづらさを抱える者も少なくありません。社会参加を実現していけるようきめ細やかな福祉的支援も必要とされています。
- ・ 本市においては、保護司会、更生保護女性会、BBS会などが再犯防止に向けた活動を行っており、その活動を市も支援しています。

具体的な取組

7-1	再犯防止に向けた地域の理解を広げるための啓発活動を推進します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・生涯学習課
-----	---------------------------------	-----------------------------

- ① 保護観察所や保護司会、更生保護女性会、BBS会、青少年育成市民会議、少年センターあすくるなどと連携して犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた「社会を明るくする運動」を推進します。
- ② 保護司会、更生保護女性会、BBS会などの更生保護ボランティアの活動を広く周知します。

7-2	更生保護支援団体などの活動を支援します。	主な関係課 ・健康福祉政策課
------------	-----------------------------	-------------------

- ① 行政の各種相談部門と保護司会などの更生保護支援団体が互いの取組について理解を深めるための機会をつくります。
- ② 保護観察中の人やその家族などの相談や居場所の拠点として「更生保護サポートセンター」の活動の支援を行います。

7-3	犯罪や非行をした人の社会参加を支援します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・生活福祉課
------------	------------------------------	-----------------------------

- ① 犯罪や非行をした人などの生活再建に向けて庁内連携や多機関協働による活動の支援を行います。
- ② 地域生活定着支援センターなどの支援機関と連携し、就労支援や住宅の安定的な確保に努めます。

《進行管理のための視点》

- 社会を明るくする運動で新たな取組ができているか。
- 行政と更生保護関係団体が相互理解を深める取組ができているか。
- 相談支援や就労支援、居住支援において、関係機関と連携し、支援に取り組んでいるか。

関連する制度や事業

再犯防止推進計画

滋賀県再犯防止推進計画

社会を明るくする運動の推進

先行する取組

地域における更生保護活動の拠点 「東近江更生保護サポートセンター」

保護司は、保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア団体で、本市では、愛荘町と共に、東近江保護区保護司会東近江地区会（保護司会）を組織しています。

地域の事情などをよく理解しているという特性をいかし、保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言を行ったり、刑事施設や少年院に入っている人の生活環境の調整を行ったりするほか、犯罪予防活動にも取り組んでいます。

また、地域における更生保護活動の拠点として、東近江更生保護サポートセンターを平成 27 年に湖東コミュニティセンター内に開設し、年末年始を除き毎日 2 名の保護司が交替で駐在しています。

東近江更生保護サポートセンター (平成 27 年 12 月開設)

開所日	月曜日～金曜日（年末年始を除く）
開所時間	午前9時30分～午後3時30分
住 所	滋賀県東近江市池庄町495 湖東コミュニティセンター別館内
電話/FAX	0749-31-3045



サポートセンター玄関

サポートセンター紹介

保護司活動といえば、どうしても個人が背負っていることが多く、そのため、様々に思い悩むことも多いと思われます。そこで、サポートセンターが開所したことにより、個人からチームへ、そして、地域へと広げていけるのではないのでしょうか。

その実現を目指し、具体的には、「保護司としての不安や悩みを減らそう会」を年 1 回開催しています。初回は、比較的経験年数が高い保護司を対象に、次は、女性の保護司を、3 回目は「障がいのある対象者」を担当されている方を対象に実施してきました。

また、当保護区では伝統的に更生保護関係団体との連携が密で、「社会を明るくする運動」は言うに及ばず、関係団体合同の研修会が全体では年 2 回、更に、各支部でもミニ集会等が開かれていて、その関係でサポートセンターには更生保護女性会を始めとする関係団体の来訪が多くあります。

この場所が、更生保護活動の「点」から「線」、そして、「線」から「面」へ広がっていくためのサポートができるセンターになっていくことを望んでいます。



事務室



会議室

出典:「更生保護ネットワーク」ホームページ

子どもたちの自分らしく過ごせる居場所づくり 東近江BBS会「こども基地 いと」

BBSとは、Big Brothers and Sisters movementの略で、少年少女達に、同世代の兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。東近江BBS会では『生きづらさを抱える子どもたちと共に過ごすお兄さんお姉さん』として活動しています。

東近江BBS会では、能登川のファブリカ村で0歳から100歳まで、誰でも来られる居場所「こども基地 いと」を開催しています。「人はそれぞれ性格も違えば考え方や思いも違う。みんなと同じように学校に行けなくても、自分らしく過ごせる居場所を作ってあげたい。家や学校以外にもたくさん居場所があってほしい。」という思いで活動しています。



こども基地いと
(能登川ファブリカ村)

更生保護の心を地域に広げる 「東近江地区更生保護女性会」

東近江地区更生保護女性会は、更生保護の心を地域に広げるとともに青少年の非行防止・健全育成及び子育て支援などを行う更生保護ボランティア団体として市内14地区で活動しています。

再犯防止の取組や非行問題などを話し合うミニ集会、地域の課題を更生保護団体に話し合う一般公開ケース研究会をはじめとした活動を展開しています。

様々な要因により生きづらさを抱えている人に寄り添い、優しく細やかな目線で自分らしく生きる支えになるよう日々活動しています。

施策8 相談支援と参加支援をつなぐ人材を育成します

居場所や働く場など、地域にある様々な「参加」の場の充実を図ると同時に（施策1・2）、包括的な相談支援体制の充実を進める中で（施策5・6・7）、その両者を意識的につなぐ「人材」や「場」が必要となります。

地域の居場所と相談支援をつなぐ役割を担う人材を育成し、障害や年齢を問わず誰もが社会参加が可能となる支援体制を目指します。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「分野を越えた地域福祉の多様な人材育成」の施策として、生活支援コーディネーターの配置や社会福祉協議会地区担当ワーカーと行政地域担当職員間の情報共有などを進めてきました。
- 第2層協議体の組織化はほぼ全ての地区で行われていますが、地域支え合い推進員の配置は未実施の地区も多く、地区ごとの体制や取組に応じた支援が必要となっています。
- 社会福祉協議会地区担当ワーカー、地域おこし協力隊など地域をフィールドとして活動する人材や、まちづくり協議会の活動を支援する行政の地域担当職員が配置されています。

具体的な取組

8-1	アウトリーチ、参加支援及び地域づくりを担う多様な人材の配置や育成を行います。	主な関係課 ・長寿福祉課 ・子育て支援センター ・まちづくり協働課 ・健康福祉政策課 ・生活福祉課 ・障害福祉課 ・健康推進課 ・発達支援センター ・こども相談支援課
-----	--	--

- 生活支援コーディネーターや子育てコンシェルジュなど地域の拠点や協議の場を支援する人材の配置と育成を行います。
- 行政の地域担当職員がまちづくり協議会の地域福祉活動を支援できるよう、研修会（共創塾）において地域福祉計画の内容を共有します。
- 自ら支援を求めることが難しい人に対して関係者で情報共有を図り、関係構築から社会参加まで伴走できる支援体制を構築します。（施策5-2②再掲）

8-2	社会参加の場が身近な相談支援機能を有するよう専門職や地域で活躍する人との連携を強化します。	主な関係課 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・健康福祉政策課 ・こども相談支援課 ・学校教育課
------------	--	--

- ① 第2層協議体への保健や福祉などの専門職の参加を促進し、地域の福祉課題を共有するとともに、専門職が地域の活動や居場所を知る機会を増やします。
- ② 地域で課題や不安を抱える人に気づき、寄り添いながら、相談支援につなぐことができるようにするため、民生委員・児童委員と行政や相談機関との情報交換の場を設定します。（施策5-1①再掲）
- ③ 不登校支援やヤングケアラー支援のため学校、地域の居場所及び福祉の専門職が連携できる体制を強化します。

8-3	各種会議を通して、相談支援と参加支援を担う関係者の連携を推進します。	主な関係課・関係機関 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・健康福祉政策課
------------	---	--

- ① 「市・社会福祉協議会地区担当交流会」を定期的で開催し、相談支援と参加支援の連携を強化します。
- ② 地域ケア個別会議の参加者を拡充するとともに、ケアマネジャー、保健師などの専門職と民生委員・児童委員、自治会長など地域で活動する人が連携し、参加支援を行える体制を試行します。
- ③ 多機関協働推進会議において、地域活動、中間的就労、居住支援などの社会参加に関する資源を共有します。不足する地域資源の開拓については、包括化推進会議（地域福祉プロジェクト委員会）において検討を行います。（施策5-3③再掲）

《進行管理のための視点》

- 参加支援と相談支援を担う関係者が情報共有を図れたか。
- 地域づくりと連携し相談支援の個別ニーズに応じた社会参加の場の創出に努めているか。

関連する制度や事業

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置）

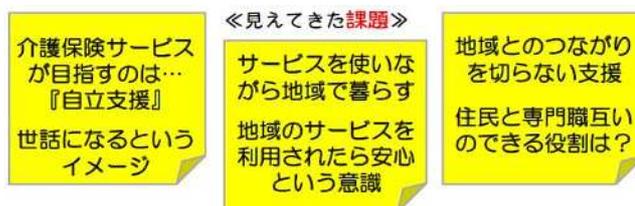
先行する取組

サービスを利用しても地域とつながり続ける「住民と医療・福祉の専門職がつながるプロジェクト」

いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険などのサービス利用だけでは難しく、地域とのつながりや支え合いが必要です。しかし、サービスを利用するとサロンなどの地域活動への参加がなくなったり、サービスを利用されたら安心と地域で気に掛けなくなったりする現状があります。また、医療・福祉の専門職も、その人が地域で暮らしていくことを見据えた介護計画などを立てる必要があります。

このような住民や専門職のサービス利用に対する意識を変え、その人が心豊かに自立して暮らしていくことを支えるために、住民と専門職がつながる方策や連携方法を検討するプロジェクトとして、第1層協議体（いっそう元気！東近江）で活動が始まりました。

専門職と地域がつながるイメージづくり、住民と医療福祉の専門職がつながり「暮らしの豊かさ」を支える大事さを発信するツールとして寸劇を行っています。寸劇を通して、住民には専門職の力を上手に活用して自分の暮らしを豊かにしていくことの大切さを考えてもらう機会となり、専門職は日頃の介護保険サービスでは手を出せない困り事について住民と一緒に考えていくことが大事と意識が高まりました。専門職と地域との連携が進み地域とのつながりを切らない支援が広がることで、相談支援と参加支援の連携が促進されると考えられます。



事例をもとにわかりやすく伝えられないか…
住民の思いを聞き、つながるきっかけができないか…
身近なこと、自分のこととして考えてほしい。

まずは寸劇で伝えよう！「退院後の暮らし～あなたならどうする？」
「いっそう元気！東近江」メンバーが寸劇で地域へ出かける

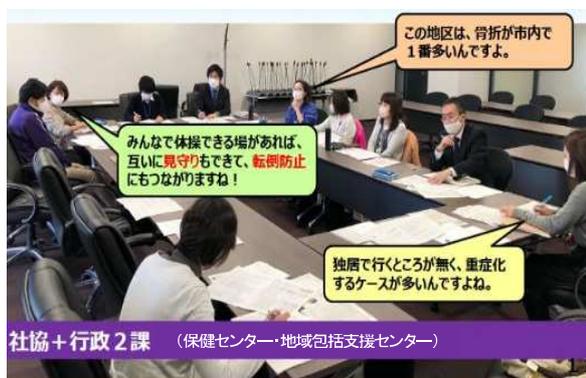


寸劇の様子

地区を担当する職員の連携を目指した 「市・社会福祉協議会地区担当交流会」

生活支援体制整備事業の進行管理のために、行政と社会福祉協議会による毎月の情報共有を行っています。その中で、行政で地区担当制をとり個別の相談支援を行う地域包括支援センターと保健センター職員、社会福祉協議会の地区担当ワーカーとの交流会を実施しています。

保健センターからは、健診データなどから見える地区の特徴、地域包括支援センターからは高齢者からの相談内容、社会福祉協議会からは地区の地域福祉活動の共有がされています。こうした情報共有とともに、顔の見える関係を構築することで、地域に出向く際や地域への働き掛けを行う際など普段の業務の中でも連携ができる関係づくりを目指しています。



地区担当交流会の様子

スーパー再建からの地域の拠点づくり 「i・mart」

愛東地域の買い物の場であった民間スーパーの閉店で困っているとの声に危機感を感じた地域住民たちが発起人となり、令和元年10月にスーパーの営業再開に向けて「愛東の暮らし・つながり創造会議」を立ち上げ、「地域住民による、地域住民のための、地域住民のお店」としてスーパーを再生することとなりました。

令和2年12月に合同会社を設立、地元住民や事業者を中心に寄せられた寄附や、公益財団法人東近江三方よし基金からの休眠預金を活用した助成金などを開店資金にして、令和3年8月27日に開業しました。



i・mart開店の様子

この新しいスーパーでは、生活必需品の買い物はもちろん、住民の憩いの場としての役割も担っていきます。地域おこし協力隊員の協力も得て食料や日用雑貨の移動販売を行うほか、コミュニティスペースを設け、高齢者と若い住民も集う新たな交流拠点づくりを目指しています。拠点は住民の健康づくりや若年認知症の方の働く場としての機能も有しており、介護の専門職や地域の住民が協働して、相談支援と参加支援につながる場づくりが行われています。

方針3 多様な主体の協働による地域福祉推進のための条件整備

施策9 福祉法人との連携により地域福祉を推進します

地域福祉を推進するためには、福祉事業を行う法人など（福祉法人）の協力が不可欠です。また、地域で活動する福祉法人への住民の理解と協力も重要となります。

市内の福祉法人が安定的、継続的にサービスを提供できる体制を強化するとともに、行政や住民と連携できる関係づくりを行います。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「社会福祉法人による公益的事業の推進」の施策として、ラウンドテーブルを設置し、社会福祉法人による地域貢献の取組を進めてきました。地域サロンのサポートや施設における地域住民との交流などが実施されています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応をする中で、より身近な法人同士での助け合いの必要性が高まり、分野を越えた法人間との新たなつながりの必要性が認識され「福祉法人ネットワーク会議」が開催されました。社会福祉法人に限らず、福祉事業を行う全ての法人が参加できる場となるよう、名称も「福祉法人」を用いています。
- 国においても社会福祉連携推進法人の設立など法人間の連携による取組を推進しています。

具体的な取組

9-1	福祉法人の連携体制を推進し、顔の見える関係づくりを行います。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・幼児課
-----	--------------------------------	---

- ① 分野を越えた福祉法人の連携体制を推進するため、国の補助金制度の活用を検討します。
- ② 福祉法人の連携体制を構築する中で、行政も参加し法人との関係づくりを進めます。

9-2	福祉法人の専門職と住民が協働できる環境を整備します。	主な関係課 ・健康福祉政策課
------------	-----------------------------------	-------------------

- ① 地域課題や福祉課題を共有し課題解決を図るため、第1層協議体や第2層協議体などへの専門職の参加を推進します。
- ② 専門職と地域との関係づくりや連携の方法を検討し、共有する機会をつくります。

9-3	高齢、障害及び子どもの分野を越えた人材の確保や定着に向けた取組を推進します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・幼児課
------------	---	---

- ① 福祉法人における人材確保や定着の現状と課題を共有し、解決に向けての取組の検討を行います。
- ② 「福祉の就職フェア」や「合同面接会」など分野を越えた人材確保の取組を推進します。
- ③ 福祉の仕事への関心を高めるため、大学などと連携した取組を行います。

《進行管理のための視点》

- 福祉法人与行政が協働で計画を推進するための方策の検討を行っているか。
- 福祉人材確保のための分野を越えた取組を実施しているか。

関連する制度や事業

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

社会福祉連携推進法人の検討

先行する取組

分野を越えた法人連携の試み 「東近江市福祉法人ネットワーク会議」

高齢・障害・子どもの分野を越えて社会福祉法人が集まり、情報共有や連携のための場を持つ取組が始まっています。

コロナ禍で、共通する課題や対応策の情報共有、また有事の際により身近な法人同士が協力し合える関係を構築することの必要性が浮き彫りになり、複数の社会福祉法人と行政が協働で発起人となり分野を越えた福祉法人ネットワーク会議の開催が実現しました。

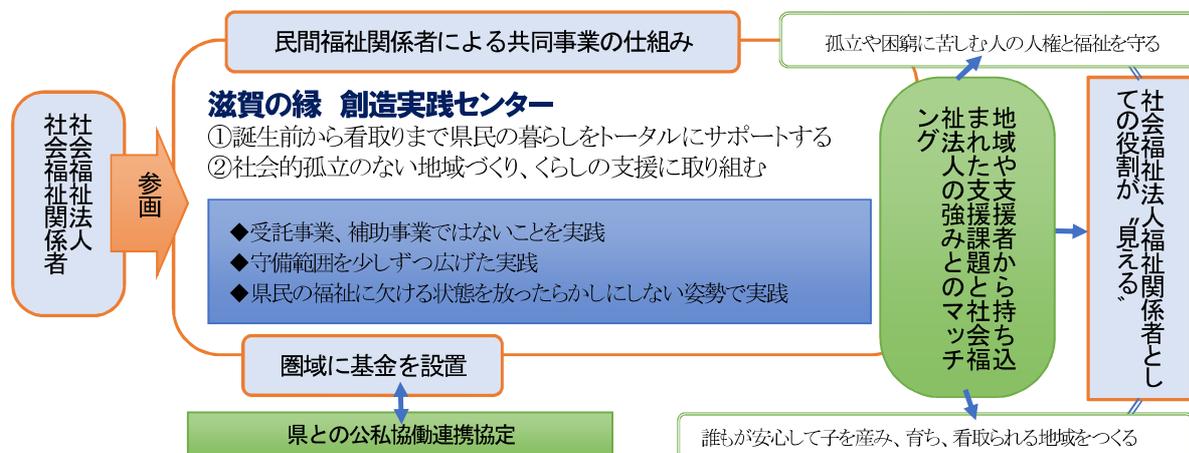


福祉法人ネットワーク会議の様子

今後、顔の見える関係づくりの先に人材確保や育成、地域貢献などについても法人間で連携できる体制づくりを目指しています。

滋賀県社会福祉協議会による法人連携 「滋賀の縁 創造実践センター」

「滋賀の縁 創造実践センター」は、民間福祉関係者が制度や分野の枠を越えてつながるための推進母体（プラットフォーム）として、平成26年9月に設立されました。志と資金、知識、技術などを持ち寄り、社会とつながっていない人々が生き生きと地域の中で暮らせるように支援することを目指しています。



出典：滋賀の縁創造実践センターの仕組み（『福祉しが（仮称）滋賀の縁 創造センター特別号』）

センターでは、支援者がつながり、学び、支え合う場をつくること、地域の中に「おせっかい」を広げることや困っている人たちに「うちにおいでよ」といえる場をつくることなど、様々な「縁結び」「場づくり」に取り組んでいます。また、実施団体である法人や個人を応援することが役割となっています。

地域と社会福祉法人が連携した子ども食堂 「コミュニティ食堂てんびんの里みなみ」

五個荘地区では、平成30年6月から「養護老人ホームきぬがさ」で社会福祉法人グロー、社会福祉法人六心会及び地域のボランティアが連携して月1回「コミュニティ食堂てんびんの里みなみ」を開催しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止により、令和2年3月からコミュニティ食堂の活動が中止となり、これまで活動に関わってこられた方々から子どもたちを心配する声が届いていました。そこで、再開に向けて協議した結果、地域の神社の協力を得ることができ、令和2年6月に屋外で活動を再開することができました。

この事業は、施設職員、東近江市社会福祉協議会職員、五個荘地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、学生ボランティアなど、たくさんのメンバーが協働し、子どもたちが楽しめる場が運営されています。



神社で開催した子ども食堂の様子

民家を活用した利用者と地域の集いの場づくり 「葉菜屋」

社会福祉法人八身福祉会では、平成29年から空家を活用した就労継続支援B型事業所「葉菜屋」を開設しています。

近くのハウスで野菜の水耕栽培に取り組み、その休憩場所として民家を活用しています。地域に開放されており、地域の人と障害のある人が自然に一緒に過ごす場となっています。

地域共生を目指し、住民サロン、古紙回収、地域食堂、出張図書館（永源寺図書館）など地域との交流の場づくりにも力を入れています。

また、子どもからお年寄りまで交流できる文化活動の拠点づくりを活動テーマに新しい共存共栄の未来を創る共育の場を発信している市民団体「地球ハートヴィレッジ」が活動の拠点として協働し、子どもたちや地域の方が参加できる様々なイベントも開催されています。



民家を活用した葉菜屋

施策10 社会福祉協議会の基盤強化を進め行政との協働により地域福祉を推進します

社会福祉協議会には、住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど地域の関係者と地域福祉を進める協働・協議の場をつくる役割があります。そのため、多様な主体の参画を得て、地域の課題解決に向けた活動が実践できるように社会福祉協議会の基盤強化が必要となります。

地域における生活課題が多様化・複雑化・深刻化する中、身近な地域で専門職と地域住民が協働した見守りや居場所づくり、生活相談を展開できる拠点づくりなどの取組を社会福祉協議会と連携して行います。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化」の施策において、社会福祉協議会と協働した共助の仕組みづくりや「まるごと」のしかけづくりを進めてきました。14地区の地区住民福祉活動計画の推進のバックアップ、小地域福祉活動の推進、生活支援コーディネーターとの連携などを進めています。
- 地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検することとしており、双方の計画推進の場にそれぞれ委員として参加していますが、より連携を進めるための検討も必要です。
- 包括的相談支援事業では、地域からの課題の吸い上げや解決に向け、分野を越えた支援の調整役として、社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置しています。

具体的な取組

10-1	社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤を強化します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課 ・子ども政策課
------	---------------------------------	--

- 14地区の地区住民福祉計画の推進のため、各地区に担当職員を配置できるように支援します。
- 行政から社会福祉協議会への委託事業について、担当課を越えて成果を評価・共有できる体制を構築します。

10-2	地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、活動しやすい環境整備を行います。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・障害福祉課
-------------	---	--

① 以下の連携や協働を重視して、他機関との関係づくりを応援します。

- ・ コミュニティセンターとの連携や協働
- ・ 重層的支援体制整備事業での連携や協働（総合相談やアウトリーチ機能の強化）
- ・ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携や協働
- ・ 福祉法人との連携や協働
- ・ 中間支援組織である認定NPO法人まちづくりネット東近江との連携や協働

10-3	社会福祉協議会と行政が協働して地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理を行います。	主な関係課 ・健康福祉政策課
-------------	---	-------------------

- ① 社会福祉協議会職員が地域福祉プロジェクト委員会に参加し、取組の進捗状況や課題を共有します。
- ② 次期計画に向けて、地域福祉課題に対する行政の役割と社会福祉協議会の役割を整理し一体的な計画の策定について検討します。

《進行管理のための視点》

- 社会福祉協議会の事業計画や事業報告を関係課が共有しているか。
- 計画の進行管理を社会福祉協議会と協働して行っているか。

関連する制度や事業

社会福祉協議会 地域福祉活動計画

先行する取組

社会福祉協議会と行政が協働した進行管理 生活支援体制整備事業 定例会

事業推進のための企画や事業の進捗状況、地域の取組の情報共有を目的に、社会福祉協議会（第1層生活支援コーディネーター）と行政（長寿福祉課・健康福祉政策課・まちづくり協働課・保健センター）が毎月、定例会を開催しています。

委託事業の進行管理を行うとともに、地域福祉の推進という広い視点から、行政の複数の課と社会福祉協議会が同じ目的をもって、話し合える場として重要な役割を果たしています。



定例会の様子

地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、同時期に策定し、連携を図りながら地域福祉を推進する体制を構築しています。計画の策定においても推進委員会、プロジェクト委員会に社会福祉協議会から職員の参加を得て情報共有や意見交換を行ってきました。また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定委員会にも行政から参加しています。

計画の内容についても、相互の計画の目標に関連性をもたせることで同じ方向性を共有し、役割分担のもと取組みを進める体制をとっています。

市地域福祉計画と社会福祉協議会地域福祉活動計画の関連

地域福祉計画（東近江市）	地域福祉活動計画（東近江市社会福祉協議会）
<p>目標 1 誰もが役割を持ち孤立しない地域共生社会を目指します。</p>	<p>目標① ふだんのくらしの場で一人ひとりが誰かとながれる機会や場づくり 目標② 困っている人をほっとかない支え合える地域づくり 目標③ 一人ひとりを知り理解しあうための福祉共育</p>
<p>目標 2 必要な人に必要な支援が届く多機関協働の支援体制を構築します。</p>	<p>目標④ 困りごとの解決に向けたネットワークの構築 目標⑤ 命と暮らしを支える社協の相談支援体制の強化</p>
<p>目標 3 多様な主体が参加する官民協働による地域づくりを目指します。</p>	<p>目標④ 困りごとの解決に向けたネットワークの構築 目標⑥ 福祉のまちづくりをひろげる情報発信 目標⑦ 福祉のまちづくりを推進するためのサポート</p>

施策11 行政による地域福祉マネジメントを強化します

地域福祉計画の進行管理や重層的支援体制整備事業に取り組む中で、庁内連携と分野を越えた地域福祉マネジメントを進める体制を強化します。

重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に行うことが求められています。本計画はそれらを包含したものとなっており、計画を推進することで、重層的支援体制整備にもつながります。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「地域福祉行政の組織強化と推進体制の構築」の施策において、地域福祉を推進する行政部署の強化やまちづくりとの連携を進めてきました。また、地域福祉計画の進行管理の場として、地域福祉計画推進委員会や地域福祉プロジェクト委員会を設置しています。
- 令和3年度に行政組織が改編され、生活困窮者自立支援事業を健康福祉政策課が所管し、生活困窮者自立支援が担う包括的相談支援や中間的就労支援をはじめとした参加支援、地域づくり支援を一体的に行う体制となっています。
- 地域包括支援センターや生活支援体制整備事業を所管する長寿福祉課やコミュニティセンターやまちづくり協議会を所管するまちづくり協働課との連携・協働がより重要となっています。

具体的な取組

11-1	本計画の推進を通して重層的支援体制整備事業に取り組めます。	主な関係課 ・健康福祉政策課
------	-------------------------------	-------------------

- ① 地域福祉計画推進委員会と地域福祉プロジェクト委員会において、計画の進行管理を行います。
- ② 地域福祉プロジェクト委員会は、重層的な支援体制整備を促進し、事業全体の一体的な運営を目指します。

11-2	行政職員の地域福祉マネジメント力の向上を図ります。	主な関係課 ・健康福祉政策課
-------------	----------------------------------	-------------------

- ① 地域福祉プロジェクト委員が地域の活動者の思いや工夫、分野を越えた連携の手法を知ることで、官民協働を担う職員の育成につなげます。
- ② 地域が開催する勉強会やネットワークの場への参加を推奨し、そうした場から得た地域の課題や解決の知恵を積極的に政策に反映させる組織風土を醸成します。

11-3	地域福祉計画の方向性や取組の情報発信を行います。	主な関係課 ・健康福祉政策課
-------------	---------------------------------	-------------------

- ① 地域福祉計画の具体的な役割分担や連携について検討する職員研修会を開催します。
- ② 地域福祉計画の内容を広く周知します。
- ③ 計画に関連する施策について、必要な情報を必要な人に届ける取組を各関係課と共に行います。

《進行管理のための視点》

- 地域福祉プロジェクト委員会において、計画の推進、取組の共有及び課題の検討を行っているか。
- 広く関係者に地域福祉計画や関連する活動の広報を行っているか。

施策12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します

地域での暮らしをより安全で豊かにするために、社会福祉法人、社会福祉協議会及び行政の三者による地域福祉の応援に加えて、企業やNPOなど、様々な団体と協働することが必要となります。

買い物、見守り、移動、雇用、食、住宅、金融など生活を支える様々な分野で企業の力が必要とされています。企業の社会貢献活動への意識の高まりもあり、多様な形でまちづくりに参画できる機会を提供することが求められています。

第2次計画の進捗状況・現状の取組・課題

- 「誰もが主役のまちづくり」の施策において、福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど分野の枠を越えて人がつながる企画や場づくり、環境づくりとして、協働のラウンドテーブル、NPOなどの起業支援、S.I.B.の仕組みの導入などを進めてきました。
- 協働のラウンドテーブルとして「まちのわ会議」が設置され、市民が主体となって、市民の「やりたい」を応援する仕組みが動き出しています。地域福祉と関連の深いものでは、これまでも「移動支援」がテーマとして取り上げられ、課題解決のための取組が進んでいます。
- 生活支援体制整備事業の第1層協議体では、企業やNPOなどの参加も得て、地域課題を共有する場を構築しています。

具体的な取組

12-1	地域課題の解決に向けて市民や企業と協働で取り組むことができる仕組みを充実します。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・長寿福祉課
------	--	------------------------------

- ① 協働のラウンドテーブル「まちのわ会議」と連携して福祉課題を整理し、市民や企業と協働で解決するための対話の場づくりを行います。
- ② 第1層協議体が地域課題を持ち込み、様々な主体がアイデアを出し合い、解決へ向けてアクションを行える場として継続できるよう支援します。
- ③ 公益財団法人東近江三方よし基金の仕組みなどを活用し、社会的起業の応援や福祉活動が継続できる体制づくりを企業の協力も得て推進します。

12-2	企業やNPOなどが市民や行政と共に福祉課題を解決するための環境づくりを推進します。	主な関係課 ・健康福祉政策課 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・障害福祉課 ・生活福祉課
-------------	--	---

- ① 地域での生活困窮者などの早期発見及び認知症の人の見守り体制を強化するため、企業も参画した地域の見守り体制を構築します。
- ② 障害者、生活困窮者及びひきこもりの人などの学習や就労の支援において、企業とのつながりを拡充します。
- ③ ボランティア休暇やドナー休暇など、従業員が福祉活動などに参画できる環境整備を応援します。
- ④ 安定した住まいの確保のために、民間企業と連携した居住支援体制の構築を目指します。

12-3	まちづくりや地域福祉、社会貢献に関心のある企業やNPOなど、様々な団体が出会い、つながれるプラットフォームを構築します。	主な関係課 ・まちづくり協働課 ・健康福祉政策課
-------------	---	--------------------------------

- ① 12-1の仕組みの充実や、12-2の環境づくりを進める中で、さまざまな出会いの場（プラットフォーム）を構築します。
- ② 地域貢献活動を行う団体や企業を紹介するサイトや情報誌の発行など、情報発信を積極的に行います。
- ③ 認定NPO法人まちづくりネット東近江や社会福祉協議会など、プラットフォームを支援する中間支援組織との連携を強化し、中間支援組織が安定的に運営できるよう支援します。

《進行管理のための視点》

- 福祉課題解決に向けて、団体や企業がつながり解決策を検討する場が設置されているか。
- 活動を支えるための財源の確保のため検討が行われているか。

先行する取組

地域課題の解決を目指すコミュニティファンド 「公益財団法人東近江三方よし基金」

本市では、コミュニティビジネスなどによる地域課題の解決と地域資源をいかした地域活性化を推進するためのコミュニティファンドを創設することを目指して、平成29年度に「一般社団法人 東近江三方よし基金」を設立しました（平成30年度から公益財団法人）。

一人一人の思いがこもった「志のあるお金」をこの地に住み続けたいと願う次世代を育てる活動、地域の世代を越えた交流の場づくり、若者が就きたいと思う仕事づくり、地域の里山の保全など社会的に意義のある活動を支援するための基金を運用しています。

東近江市版SIB事業や休眠預金の活用、行政と三方よし基金が協働したふるさと納税による「東近江森と人をつなぐあかね基金」、寄附による新型コロナ対策基金の創設、コミュニティビジネススタートアップ支援事業など様々な活動の基盤を支援する取組となっています。



出典：三方よし基金 パンフレット

多様な主体が協働するためのラウンドテーブル 「まちのわ会議」

地域課題に対して多様な主体が協働で取り組む仕組みとして協働のラウンドテーブル「まちのわ会議」が設置されています。市民協働推進計画で位置づけられ、市民と行政の協働による東近江市ラウンドテーブル運営委員会が運営しています。

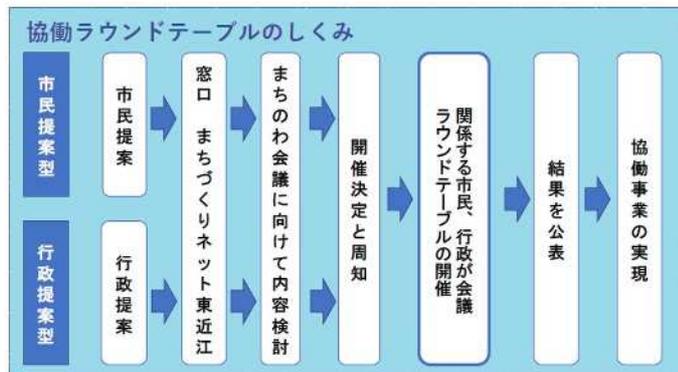
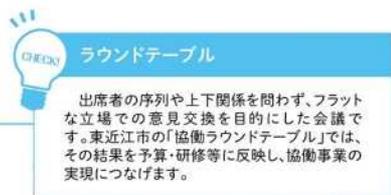
地域の困り事を持ち寄り、福祉課題を整理し参加者が同じ目線で意見を交わす中で、解決の糸口や新たなつながりが生まれる場となっています。これまでに、移動支援やコロナ禍での地域活動、外国人からみた東近江など、様々なテーマでの話し合いが行われています。

2 協働で取り組むしくみづくり

市民、事業者、行政など、まちづくりの主体が集まり、地域の課題を把握し、課題の解決に向けて、協働で取り組むことのできるしくみづくりを進めます。また、市民の参画の機会を拡充し、市政への民意の反映に努めます。

● 協働ラウンドテーブル[※]の設置

- 市民提案型協働事業の実施
- 行政提案型協働事業の実施
- 市の施策、予算等への反映



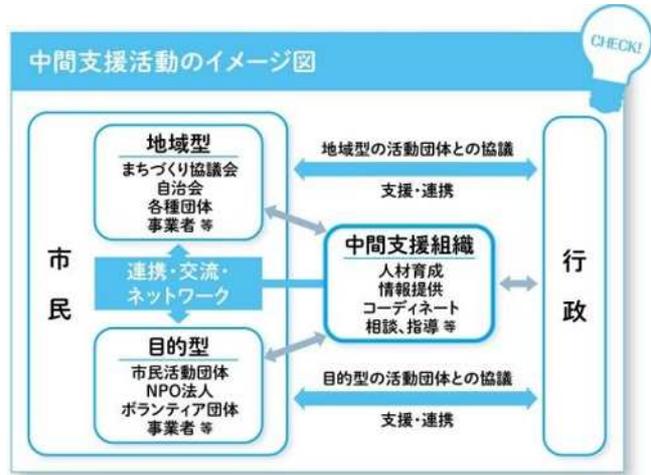
出典：市民協働推進計画

まちづくりを応援する中間支援組織 「認定NPO法人まちづくりネット東近江」

平成 25 年から 市民のまちづくりを応援する中間支援組織として活動しており、平成 30 年には認定NPO法人を取得しています。

誰もがまちの創り人（つくりて）となる社会を目指して「思いを形にしたい人達のあゆみに寄り添う」活動をしています。

中間支援組織として広報誌「にじまち」「そこら」の発行やわくわくこらぼ村、わがまち協働大賞、まちのわ会議などの運営を担い、様々な人や団体、情報のつながりをつくるハブ機能を果たしています。



出典:市民協働推進計画

地域支え合いを推進する協議の場 「いっそう元気！東近江（生活支援体制整備事業第1層協議体）」

生活支援体制整備事業の委託を受けて、平成 29 年度から、社会福祉協議会が設置している地域支え合いを推進するための協議の場です。福祉専門職やコミュニティセンター館長、民生委員・児童委員、生活支援サポーター、JA女性部会、民間のコンビニ店長、生活協同組合、シルバー人材センター職員など、多様なメンバーにより構成されています。参加者が地域において感じる課題を出し合い、その解決に向けてアイデアを出すとともに、実際に地域でその取組を推進する場となっています。



いっそう元気！東近江の様子

第3次東近江市地域福祉計画

令和4（2022）年3月

発行：滋賀県東近江市健康福祉部健康福祉政策課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話：0748-24-5512 F A X：0748-24-5693

I P：050-5801-0945

協力：日本福祉大学福祉政策評価センター

